

教育支援資金のご案内

(生活福祉資金貸付制度)

教育支援資金は一定の所得以下の世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸付けるものです。

① 教育支援費

学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程含む）、大学（短大、専修学校の専門課程含む）、または高等専門学校に就学するのに必要な経費を貸付けします。

	高等学校 専修学校（高等課程）	高等専門学校	短期大学 専修学校（専門課程）	大学
限度額（月額）	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
●ご注意ください	☆他からの借入ができる方はそちらを優先していただきます。※ ☆実際に学費としてかかる金額から自己資金で対応できる金額を除き、限度額の範囲で貸付けをします。 ☆貸付月額は、貸付期間中変更することはできません。 ☆法で定める修業年限を超えての貸付けはできません。 ☆特に必要と認める場合に限り、上記の貸付限度額（月額）の1.5倍まで貸付可能。			

② 就学支度費

高等学校や大学などの新入学時に必要な経費を貸付けします。

	高等学校 専修学校（高等課程）	高等専門学校	短期大学 専修学校（専門課程）	大学
限度額	50万円（入学時のみ1回限り）			
●ご注意ください	☆他からの借入ができる方はそちらを優先していただきます。※ ☆新入学時に必要な金額から自己資金で対応できる金額を除き、限度額の範囲で貸付けをします。 ☆まだ支払いが済んでいない入学費に限り貸付けをします。			

※日本学生支援機構が行う「奨学金制度」（高校進学の場合は県教育委員会が行う「県高等学校奨学金」）の利用を、ひとり親世帯においては地方自治体が行う「母子・父子・寡婦福祉資金」の利用が優先となります。

●貸付けにあたっての条件

- ◆卒業後の返済の意思を明確にしてください。また借受期間中、返済期間中に窓口となる社会福祉協議会及びお住まいの地域を担当する民生委員による支援を受けていただくこととなりますので、このことについても了解いただきます。
- ◆神奈川県内に住んでいて、住民票もその住所にある世帯。
借り受けを希望する生徒・学生と、世帯の生計中心者が同じ住所に住んでいない場合は窓口でご相談ください。
- ◆世帯収入が基準以下の方（窓口でご確認ください）。
- ◆借受希望者が未成年の場合は、親権者の同意が必要です。
- ◆借受人、連帯借受人ともに債務者となります。

●返済の方法

- ◆貸付相談の時に返済の計画を立てます（20年以内）。原則として、卒業して半年後から返済が始まります。（退学の場合は退学して半年後から返済がはじまります。）
- ◆貸付利子は、無利子です。ただし、償還期間を過ぎた場合は残っている元金に対して年利5.0%の延滞利子が加算されます。

◆上級学校に進学した等で返済が難しい場合は、必ず窓口の社会福祉協議会にご相談ください。

●ご用意していただく書類

- ◆借入申込書
- ◆個人情報取扱同意書

【世帯状況の確認書類】

- ◆住民票（世帯全員分、発行後3ヶ月以内のもの）
- ◆世帯全員の所得証明書類（源泉徴収票や確定申告書、各種手当、年金の受給に関する書類等）
- ◆お住まいの地域を担当する民生委員の調査書
- ◆（連帯保証人を立てる場合は、その住民票・所得証明書）

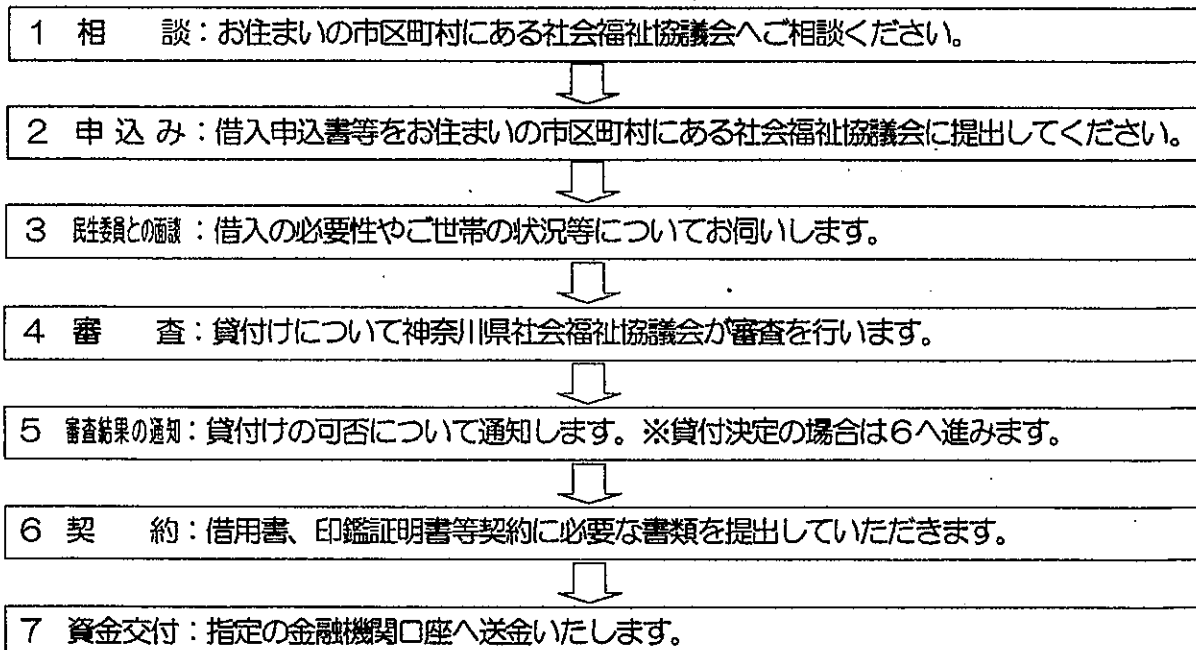
【学校関係の確認書類】

- ◆在学証明書や入学許可書（合格通知）等
 - ◆就学にかかる費用がわかる書類（学校案内や募集要項等授業料等の内訳や納入期限がわかる書類）
- その他、ご提出いただく書類は個別にご相談させていただきます。

●その他

- ◆教育支援費は、年間を通じて申し込めます。
- ◆原則として、新年度ごとに日本学生支援機構等による奨学金の申込をしていただきます（奨学金が貸付決定された場合は教育支援資金の貸付は停止となります）。
- ◆原則として、就学する本人が借受人になり、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
- ◆審査には時間を要するため、お申込みの際は時間に余裕をもってお申込みください。
- ◆ご相談・お申込みは、お住まいの市区町村にある社会福祉協議会です。

●貸付けまでの流れ



ご相談・お申込みは、お住まいの市区町村にある社会福祉協議会へ